

10. 「吉備」に関する基礎的考察

はじめに

これまでの研究により、倭王権形成過程において吉備が何らかの役割を果たしたことは明らかである。なかでも前方後円墳を典型とする祭式の成立にあたり、埴輪の起源がこの地域に発生した特殊壺型土器・特殊器台型土器に求められることが明らかにされたことは重要であり⁽¹⁾、倭王権形成過程の初期の段階でこの地域が特別な意味を持ったことが明瞭となった。また、古墳時代の中期に至り、列島中枢部以外では最大の前方後円墳が吉備に築造されるが、これなどもこの地域がこの段階で、倭王権において大きな位置を占めたことを示していよう。

こうした考古学的研究が中心となり、倭王権形成過程における吉備の役割に対する理解が深められてきたのだが、それに呼応して、古代史研究でも記紀にみえる吉備に関連する史料を読み解こうとする努力が重ねられてきた。この点に関して、例えば、吉田晶は、吉備の氏族伝承を基礎に、古墳時代中葉にみられる吉備のまとまりを部族同盟として把握することを提唱し、吉備の反乱伝承の背景に、そうした同盟の頂点に位置する大首長と中小首長との対立を想定する⁽²⁾。また門脇禎二は、倭王権に収斂される以前の段階に地域王権・王国を措定し、なかでも語直・史戸などの部を統治組織の存在を示すものとみなして、この地域に吉備王国が存在したことを主張する⁽³⁾。

本稿でもこれらの先行研究に学びたいと考えるが、十分な論証が叶わない時代のことでもあり、多くが仮説的見通しにとどまっているといわざるをえない。今、全面的にこうした課題に答えることは不可能なのだが、「吉備」に関する基礎的考察として、いくつかの論点にふれてみたいと思う。

(1) 地域呼称としてのキビ

まず、地名としてのキビについて確認しておきたい。というのも、地名としてのキビの由来について、古く谷川士清は「黍のよき国なるよしふるくいへり」(『和訓栞』)、同じく「吉備義未聞、以木国・粟国例之、當訓黍国也」(『日本書紀通証』)と述べ、本居宣長も「名は黍より出たるなるべし」(『古事記伝』五之巻)と断じているように、当地方に雑穀の黍が栽培されていたことに因むとの説が一般に広く信じられている。この説は、近年発刊された『岡山市の地名』(岡山市、一九八九年)などにも継承されているのだが⁽⁴⁾、古代において、この地域で黍の栽培が卓越していたかということ、どうも疑わしい。『延喜式』では、黍は黍子としてみえるが、交易雑物として黍を貢納するのは参河国だけであり、備前・美作・備中・備後から黍を貢納していた痕跡はない。

また、丹生女王が大宰帥大伴旅人に贈った歌の一つに、

「古人乃 令食有 吉備能酒 病者為便無 貫簀賜牟 (古人の、たまへしめたる、吉備の酒、病まばすべなし、貫簀賜らむ)」(『万葉集』五四四)

とあり、ここにみえる吉備酒を雑穀の黍を醸した酒に理解する向きもないではないが⁽⁵⁾、この場合は、文字通り吉備という地域呼称の冠された酒として解すべきであろう。『抱朴子』(内篇卷十六)・『呂氏春秋』(権勲篇)・『齊民要術』卷七に、黍酒がみえるように、中国大陸では、黍は古くから酒造りに利用されてきたと考えられるが、日本古代では吉備酒は薬料であった。養老賦役令貢納物条では「凡諸国貢納物者、皆尽₂ 当土所出₁。其金・銀・珠・玉 (略) 服食器用及諸珍異之類、皆准布為価、以官物市充、不得過五十端 (下略)」と規定するが、このうち服食について、令義解には「謂、服食者、服読如服餌之服、如吉備醪・耽羅脯之類」とあり、服食の例として吉備醪・耽羅脯をあげている。同

条集解穴説には「吉備酒是薬料」とあり、これが吉備醕（吉備酒）を示す。この場合、吉備酒（醕）は耽羅脯と並んで掲出されているのだが、耽羅はもとより耽羅国を表現するものであるから、この吉備も地域呼称として考えるべきであろう。そもそも服食とは、そうした、地域から王権に奉られる貢献物のことである。

地域呼称の吉備と雑穀の黍が無関係であることは、次の国語学的検証からも確かめられる。そもそも、古代では雑穀の黍は、

「成棗 寸三二粟嗣 延田葛乃 後毛将相跡 葵花咲（梨棗 黍に粟嗣ぎ 延ふ田葛の 後も逢はむと 葵花咲く）」（『万葉集』三八三四）

として詠まれているが、原文にあるように黍は「寸三（キミ）」と表現されていた。上代特殊仮名遣いの崩れがみえる『和名類聚抄』の段階では、「黄黍一岐比」とあるが、この他の例では、正倉院文書続々修四十四帙六紙裏に「伎美」⁽⁶⁾、同じく続々修十八帙四紙裏の安都雄足牒に「岐美」⁽⁷⁾としてみえる。これらは、いずれも一貫してキミと発音された。これがなぜキビになるかということ、サミシイ＝サビシイ（淋しい）、サムイ＝サブイ（寒い）、キミがわるい＝キビがわるい（気味が悪い）などと同様に、Kimiの子音mがbに交替してKibiとなり、キビと発音されるようになったものである。古代に確認できる雑穀の黍の発音は本来、キミであった。

では、地名のキビはどうか。まず『日本書紀』・『古事記』には「吉備」とみえ、七世紀末の一次史料にも「吉備道中国」とあるように、「吉備」と表現されていた⁽⁸⁾。このほかに、『古事記』仁徳段に仁徳が吉備海部直の女、黒日売を詠んだ歌に、

「夜麻賀多迺 麻祁流阿袁那母 岐備比登登 等母迺斯都米婆 多怒斯久母阿流迦（山県に 蒔ける菘菜も 吉備人と 共にし摘めば 楽しくもあるか）」

とあり、この場合は「岐備」と表現されているが、地名のキビは、古代では一貫して「吉備」・「岐備」であり、ビは「備」によって表現されていた。

このように、少なくとも七世紀末から八世紀の同時代の仮名遣いを確認することが可能であるが、その音価を比較してみると、雑穀の黍に使われた「美」・「三」はいずれもミ甲音であるのに対し、地名のキビに使われた「備」はビ乙音である。列島の固有社会は音声言語の世界であるが、対象に応じてそれぞれの音が存在し、その音に応じて漢字が使い分けられていたのであり、音が異なれば、その表現するものは異なるということになる。すなわち、黍と吉備の音は同じではなかったのであり、地名のキビは黍と無関係ということになる。近世以来のキビ＝黍＝吉備説はあくまでも俗説に過ぎず、現在の学問水準では成立しない。では、この地域がなぜキビと呼ばれたのかという点については、結局のところ判らないのだが、この空間が特定の意味を持った段階で生じた地域呼称がキビであったことは間違いない。

(2) 吉備臣をめぐって

1 吉備臣と諸氏族

吉備なる世界を理解するために、さしあたり氏族の分布を検討してみよう。この点に関しては、すでに吉田晶により、美作・備前・備中の詳細な氏族・部の分布表が作成されており有益である⁽⁹⁾。ここでは、吉田の作成した分布表を基礎にして、その後に得られた知見とともに備後の事例を加えた氏族分布表を作成した。それが表1である。

まず、一瞥してうかがえることだが、これまでも指摘されているように、吉備の地域には濃厚に部が設定されていた。刑部・軽部・白髪部などのいわゆる名代をはじめとして、葛木部や丸部、宗我部、

表1 吉備の氏族分布

国	郡	氏族
美作	英田郡	財田直(『統紀』神護景雲2.12.乙丑)・巨勢部(郷)・壬生部(字)・白髪部(字)・土師部(字)・秦人部(城34-23)
	勝田郡	家部(『統紀』神護景雲3.6.壬戌)・石野連(『統紀』神護景雲3.6.壬戌)・田部(木研2-16)・賀茂部(郷)・鷹取部(郷)・白髪部(字)・綾部(字)・服部(城23-21)
	苫田郡	蟻臣(『文実』天安元.2.己丑)・綾部(郷)・賀茂部(郷)・日下部(字)・白髪部(字)・勝部(字)・服部(字)・矢矧部(字)・土師部(字)・田部(字)
	久米郡	家部(『大日古』4-227)・石野連(『統紀』神護景雲3.6.癸亥)・秦(『三実』貞観7.11.3)・倭文部(郷)・錦織部(郷)・弓削部(郷)・久米部(郷)
	大庭郡	白猪臣(『統紀』天平神護2.12.庚戌)
	真島郡	日下部(字)・建部(郷) 坂合部(城宮7-12596)
備前	和気郡	矢田部(城6-6)・秦(『統紀』文武2.4.壬辰)・弓削部(字)
	磐梨郡	石生別(『文実』嘉祥3.8.丙辰)・母止理部(郷、物部か)・佐伯部(郷)・矢作部(字)
	藤野郡	藤野別(『統紀』天平神護元.3.甲辰)・別部・忍海部・財部・母止理部(以上、『統紀』神護景雲3.6.壬戌)
	邑久郡	土師部(郷)・服部(郷)・鞆負部(郷)・石上部(郷)・須恵部(郷)・品治部(神)・秦造(『大日古』6-568)・秦部(『大日古』6-568)・秦勝(城15-12)・尾張部(郷)・宗我部(『大日古』25-126)・県使部(木研2-16)・海部(城38-24)・葛木部(城16-8)・大ニ部(城19-24)・小長谷部(城19-24)・海宿祢(『平遺』補164)・大伯国造(本紀)・吉備海部直(『書紀』雄略7.是歳)
	赤坂郡	輕部(郷)・鳥取部(郷)・葛木部(郷)・家部(『統紀』神護景雲3.6.壬戌)・辛国君(?藤宮2-657)・工部(郷)・倭文部(字)・母止理部(字)
	御野郡	伊福部(郷)・津島部(郷)・物部(藤宮2-811)・秦(城19-24)・日下部(城19-24)・倭文部(城19-24)・三野国造(本紀)・三野臣(『書紀』応神22.9.庚寅)
	津高郡	建部(郷)・賀茂部(郷)・久米部(字)・?作部(『大日古』6-591)・漢部(『大日古』6-577)・蟻王部臣(『大日古』6-577)・書直(『大日古』6-577)・寺(『大日古』6-577)・蘭臣(『大日古』6-592)・勝(『大日古』6-591)・三野臣(『大日古』6-591)
	児島郡	鴨直(城宮1-322)・賀茂部(郷)・牛守部(城宮1-321)・山守部(城宮1-321)・三家連(城宮1-323)・白猪部(城31-40)・日下部(城22-38)・間人連(城40-20)
	上道郡	宇治部(郷)・秦部(郷)・日下部(郷)・和仁部(城15-8)・秦人部(城31-30)・大部(城14-11)・若倭部(城22-37)・高矢部(城22-37)・秦勝(城31-40)・佐伯部(城31-30)・葛木(城34-12)・家人部(『書紀』雄略9.5)・山部(『三実』仁和元年.9.辛卯)・上道国造(本紀)・上道臣(『書紀』雄略7.是歳)・穴甘部(字)
備中	都宇郡	壬生・海部・壬生首・壬生部(『類三』天平3.6.24勅) 建部(『大日古』2-247~、以下帳)・丸部(帳)・西漢人(帳)・津臣(帳)・秦人部(帳)・赤染部首(帳)・上道臣(帳)・服部首(帳)・史戸(帳)・白髪部(郷)・矢田部(字)
	窪屋郡	輕部(帳)・輕部首(帳)・下道臣(帳)・物部(帳)・美和首(帳)・ニ人(帳)・神首(帳)・家部(帳)・神人部(帳)・刑部(帳)・下道朝臣(帳)・出雲部(帳)・迦麻部(帳)・白髪部(帳)・勝部(帳)・語直(帳)・私部(帳)・吉備窪屋臣(『書紀』雄略元.3.是月)
	賀夜郡	服部(郷)・刑部(郷)・巨勢部(字)・忍海漢部(帳)・鳥取部(帳)・山守部(帳)・倭文部(帳)・中臣忌寸(帳)・弓削部連(帳)・物部(帳)・出雲部(帳)・建部臣(帳)・建部(帳)・壬生首(帳)・東漢人部(帳)・宗我部(里)・西漢人部(帳)・羅曳連(帳)・史戸(帳)・矢田部(帳)・川人部(帳)・鰐部(帳)・白髪部臣(帳)・犬甘部首(帳)・漆部(城宮7-11319)・葦首(城宮7-11320)・蟻王部(集成-221)・犬甘部(飛14-13)・香屋臣(『書紀』応神22.9.庚寅)・蘭臣(風)・下道朝臣(風)・加屋国造(本紀)
	下道郡	二万部(郷)・矢田部(郷)・白髪部(?)・西漢人(『三実』貞観5.正.癸亥)・須恵部(字)・下道国造(本紀)・下道臣(『書紀』応神22.9.庚寅)・蘭臣(『書紀』応神22.9.庚寅、郷)
	浅口郡	犬養部(『統紀』靈龜2.8.癸亥)・阿曇部(城22-38)・海部(城22-38)・須恵部(字)・矢田部(字)・輕部(字)・間人部(郷)
	小田郡	日下部(郷)・小田臣(『類符』天曆8.7.23式部省符)・白髪部(靈上29)・出雲部(?郷)
	後月郡	出雲部(?郷)・梟主(郷)
	哲多郡	額田部(郷)・白猪部(城宮7-11528)
	英賀郡	皆部(郷)・刑部(郷)・丹比部(郷)・白髪部(字) 海部首・生部首・笠朝臣(『類三』天平3.6.24勅)
	備後	安那郡
奴可郡		刑部(郷)
沼隈郡		春部(郷)
品治郡		吉備品遲部君(開化段)・服部(郷)・漢人部(城宮7-12839)
葦田郡		網引公(『統紀』神護景雲2.2.壬辰)
恵蘇郡		春部(郷)・刑部(郷)
三谷郡	額田部(郷)・刑部(郷)・松部(郷)	

※出典の郷は『和名類聚抄』・帳は天平11年備中国大税負死亡人帳、字は近世村で『岡山県の地名』平凡社、1988年。城は『平城宮跡発掘調査出土木簡概報』、城宮は『平城宮木簡』、藤宮は『藤原宮木簡』、飛は『飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報』、集成は『評制下荷札木簡集成』、神は備前国神名帳(西大寺観音院所蔵)、木研は『木簡研究』、本紀は国造本紀

巨勢部といった中央氏族に関連する部、また秦部・漢部・忍海漢部など渡来系の集団に関連する部、また二万部・川人部など、にわかに意味を解しがたい吉備地域に固有の部までがみえる。このうち、備中国都宇郡・窪屋郡・賀夜郡に関しては、天平十一年備中国大税負死亡人帳が残っており⁽⁹⁾、この部分だけ著しく精度が高くなっているため、復元される集団の数が多くなっているが、それを差し引

いても、基本的に備前では邑久・赤坂・上道・三野・津高・児島、備中では都宇・窪屋・賀夜・下道で多く検出されることは傾向として言えるだろう。ここが吉備の中枢部であった。

次に、姓を有する吉備の諸氏族に注目したい。記紀には吉備臣という表現がみえるが、吉備には臣・連・直・首などの姓をもつ氏族も多くみられる。なかでも臣の姓をもつ氏族が部と同様に、吉備の中枢部に多く分布する。一般に臣姓氏族は、地名を冠するものが多いのだが、この点は吉備でも同様で、後の郡名につながる地名を冠する氏族、上道臣（備前国上道郡）・三野臣（同三野郡）・津臣（備中国都宇郡）・窪屋臣（同窪屋郡）・賀陽臣（同賀夜郡）・下道臣（同下道郡）・阿那臣（備後国安那郡）がみえる。このうち阿那臣については後述するが、これは和珥臣の同族とされ、吉備臣とは系統を異にする。しかし、和珥臣の同族ということが重要な意味を持つので、いささか詳しくふれることとしたい。上道臣・下道臣・三野臣・賀陽臣は、笠臣を加えて、記紀に始祖伝承があるように、これらの氏族が吉備臣の関連氏族であった¹¹⁾。

ところで吉備臣についてだが、『書紀』孝靈二年二月条には「稚武彦命、是吉備臣之始祖也」とあるように、孝靈と倭国香媛（ハエイロネ）との間に、倭迹々日百襲姫・彦五十狭芹彦（亦名吉備津彦）・倭迹々稚屋姫命をなし、ハエイロドとの間に、彦狭島・稚武彦をなすのだが、これに対応する『古事記』孝靈段では、孝靈とオホヤマトクニアレヒメとの間にヒコイサセリヒコ（大吉備津彦）が生まれ、吉備上道臣の祖とされる。また孝靈とハエイロドとの間にワカタケキビツヒコが生まれるのだが、これは吉備下道臣・笠臣祖とされている。そして、『書紀』応神廿二年九月庚寅条は、周知の如く、御友別を祖とする次のような系譜を伝える。

浦凝別	-----	苑臣（苑県）	
	稲速別	-----	下道臣（川島県）
御友別	仲彦	-----	上道臣・香屋臣（上道県）
	弟彦	-----	三野臣（三野県）
鴨別	-----	笠臣（波区芸県）	

『書紀』応神二二年三月条にも「兄媛者、吉備臣祖御友別之妹也」とみえるように、御友別は吉備臣の祖として位置づけられていた¹²⁾。

こうした吉備の氏族伝承については、これまでに論じ尽くされた観もあるが、さしあたり、ここでは、吉備臣とそれに関連する諸氏族の関係について確認しておきたい¹³⁾。というのは、よく吉備氏や吉備一族などと称され、自明の如く扱われるが、これも慎重に考えてみたい。

吉備臣という表現は、右にみた始祖伝承以外に、『古事記』景行段に、景行（大帯日子淤斯呂和気）が、「娶吉備臣等之祖、若建吉備津日子之女、名針間之伊那毘能大郎女」とあって吉備臣なる表現がみえ、『書紀』神功撰政前紀三月朔条にも「吉備臣祖鴨別」がみえる。そして、『日本書紀』の雄略紀から顕宗紀にかけて、吉備臣山¹⁴⁾・吉備臣弟君¹⁵⁾・吉備臣小梨¹⁶⁾・吉備臣尾代¹⁷⁾・吉備臣¹⁸⁾がみえ、欽明紀になると任那日本府吉備臣¹⁹⁾・吉備臣²⁰⁾・日本吉備臣²¹⁾などとみえるが、欽明五年を最後として吉備臣という表現がみえなくなる。『書紀』天武十三年十一月朔条では、大三輪君・大春日臣・阿倍臣・巨勢臣・膳臣・紀臣・波多臣をはじめとして、五十二氏に朝臣の姓が賜姓されるのだが、その際、吉備に関連する氏族では下道臣と笠臣が朝臣を賜姓されるのに対して、そこに吉備臣はみえない。

この点について、門脇禎二は、吉備臣に関連する氏族が吉備上道臣・吉備下道臣・吉備窪屋臣などと吉備を冠して表現される場合のあることから、単に吉備臣とある場合は、吉備出身の中央化した氏族をさすと考える²²⁾。たしかに、『新撰姓氏録』（巻五、右京皇別下）には「吉備臣 稚武彦命孫御友別命之後也」とあるが、これは、『続日本紀』神護景雲三年（七六九）九月辛巳条で「河内国志紀郡

人從七位下岡田毘登稻城等四人賜姓吉備臣」とみえるものが相当する可能性があり、これ以外に八世紀以降の史料で吉備臣を確認することはできない。また、『書紀』雄略二三年八月条では征新羅將軍吉備臣尾代が派遣されるが、その途次に、行きて吉備国に至り、家を過ぎるとあり、率いる蝦夷が反乱を起こした際には、その家よりでて蝦夷を討つとある。この場合、吉備臣尾代の家は吉備にあったと考えるのが普通であろう。もとより、吉備とヤマトの両方に拠点をもっているのが中央化した氏族ということでもあるから、これは何ら反証たりえないのだが、吉備に家があるという在地性も無視し得ないだろう。

吉田晶は、吉備部なる部が存在したこと、欽明紀の吉備臣関係記事が百濟本記によるものであることから、吉備臣が実在し、後にそれが分氏して個別の氏族が成立したとする²³。これが吉備臣をめぐる一般的な理解であろう。百濟本記には、加不至費直（河内直）²⁴・烏胡跛臣（的臣）²⁵といったウジ名と姓が記録されていたのは確実であり、そこに、どのような表記であったかは不明だが、吉備臣とあったことは動かしがたい。孝靈紀で吉備臣とされるものが、孝靈段では吉備下道臣・笠臣とされており、また、吉備上道臣田狭の弟である弟君が吉備臣弟君と表現されることから考えて、欽明紀にみえる吉備臣と表現されるものの実体としては、吉備上道臣・下道臣・笠臣があたるのであろう²⁶。

吉田は、吉備臣を構成する氏族のまとまりを部族同盟として把握するのだが²⁷、この際、部族同盟であったかどうかは措くとして、それを構成する氏族が同じく臣の姓をもち、同族とする伝承をもっていたことは重視されるべきであろう。ただし、「分氏」なる現象はもう少し慎重に表現する必要があるように思う。節を改めてこの点を検討してみたい。

2 古代氏族の「分氏」現象

吉備臣は、欽明紀までにみえる表現で、それ以降には見えなくなり、吉備の小地域名を冠したウジ名に臣の姓をもつ氏がみえるようになるのだが、一見すると吉備臣が「分氏」したかの印象をうける。だが、この点については、これまでに明らかにされているように、ウジ名が五世紀末から六世紀にかけて成立すること²⁸、こうしたウジ名により表現される氏族は、王権との関係で政治的に編成された組織にほかならないこと²⁹、に注意しておきたい。日本古代の氏は、いうならば王権への奉仕の形態に規定されるものであった。

古代の氏族の実態が、王権への奉仕の形態により規定されるものであるとするならば、論理的には、吉備の個別の臣姓諸氏族が明確になることは、王権とそれに従属する集団の関係の変化を反映するものであった可能性があるだろう。吉備臣を構成していた個別の氏族が明確になることは、おそらく、列島中央部で欽明朝以降、世襲王権が形成されるのに対応して、地域の支配関係、王権への奉仕の体系が再編されることに関連すると考えるべきである。

この点で、この頃、『先代旧事本紀』国造本紀に、大伯国造・上道国造・三野国造・下道国造・加夜国造・笠臣国造・吉備中縣国造・吉備穴国造・吉備品治国造がみえるように、国造が成立することは見逃せない。大伯国造には吉備海部直、上道国造には上道臣、三野国造には三野臣、下道国造には下道臣、賀陽国造には香屋臣、笠臣国造はそのまま笠臣が、吉備穴国造は阿那臣、品治国造は品治君が任じられたのであろう。私見では、国造とは共同体を人格的に体現する在地首長すなわち万能の地方官ではなく、その支配は個別的・地縁的なものであり³⁰、王権を背景として、地域社会の兵士を動員する軍事指揮官を本質とすると考えが³¹、これは、六世紀の朝鮮半島情勢に対応して、組織されたものであった。こうした奉仕関係の再編が「分氏」現象、すなわち個別の氏族が明確化する背景に存在したと考えられるのである。本稿では、「分氏」なる現象を以上のようなものとして捉えておき

たいと思う。

実は、こうした吉備臣にみられる「分氏」現象に似通ったものは、おなじく実体のあやふやな氏族である葛城氏・和珥氏の場合でも確認できる。

まず、葛城氏だが、『古事記』孝元段には、建内宿禰を祖とする七系列の氏族が列挙されており、その中に「葛城長江曾都毘古」を祖として、玉手臣、的臣、生江臣、阿芸那臣があげられている。ここに葛城とみえるものは、氏族名とは考えがたく、夙に指摘されているように、大和盆地西南部を表現する地域名としての葛城を意味する³²。長江は、葛城の長柄と関連するのだろう。葛城地域の伝説上の人物、曾都毘古として、名だけが伝わるものであるが、古く井上光貞が指摘したように、実在の推定される人物である³³。記紀の所伝によると、葛城からは開化・応神・仁徳・履中・雄略に后妃がでたことになっており、葛城地域には宮も築かれたとされる。倭王権にとって古くから重要な地域であったことは間違いない。

葛城を冠する氏族は多くあるが³⁴、『書紀』崇峻即位前紀七月条には「葛城臣烏那羅」がみえ、『伊予国風土記』逸文に引く温泉碑に「法興六年十月歳在丙辰我法王大王与惠慈法師及葛城臣」とあり、『上宮聖徳法王帝説』にも「葛木臣」がみえる。曾都毘古と葛城臣との直接の関係は厳密には不明であるが、葛城という広域の地名に臣の姓を有する氏族であり、曾都毘古や葦田宿禰³⁵・玉田宿禰³⁶と系譜上の関連を有していた可能性は高いであろう。このように、葛城臣と称される氏族は存在したのだが、これも吉備臣と同様、天武十三年の朝臣賜姓にあずかっておらず、朝臣を賜姓されたのは玉手臣であった。

玉手臣については、大和国葛上郡の玉手丘もしくは河内国安宿郡に玉手の地名が遺ることから、いずれとも決しがたいが、二上山をはさんで東西に近接して位置するので、このあたりに本拠があったのだろう。このほかに、葛城系の氏族では的臣があるが、すでにみたようにこれも百濟本記に烏胡跋臣（的臣）³⁷とみえる。的臣もイクハという地名を冠する氏族であろうことを直木孝次郎が想定しているが、いずれにせよ大和川流域の氏族がさまざまな契機により曾都毘古との同族関係を作り上げ、こうした系譜に結実したものと考えられる。葛城臣と表現されるものの実体や葛城地域の諸氏族の相互関係は、今ひとつはっきりしないが、「分氏」現象らしきものを想定することも可能である。

次に、和珥氏についてだが、まず『書紀』孝昭六十八年正月庚子条に、

立日本足彦国押人尊、為皇太子。年廿。天足彦国押人命、此和珥臣等始祖也。

とある。天足彦国押人命は、直前の『書紀』孝昭二十九年正月丙午条に、孝昭と世襲足媛の間に日本足彦国押人天皇（孝安）の兄として生まれたとあり、この部分に対応する『古事記』孝昭段の記述には、

兄天押帶日子命者、春日臣、大宅臣、粟田臣、小野臣、柿本臣、壹比韋臣、大坂臣、阿那臣、多紀臣、羽栗臣、知多臣、牟邪臣、都怒山臣、伊勢飯高君、壹師君、近淡海国造之祖也

とあって、和珥臣という名が見えないが、ここに上がった氏族が和珥臣同族と考えられている³⁸。

和珥臣の名は、大和国添上郡和爾に因むもので、右にあがっている諸氏族も春日臣は大和国添上郡春日郷に、大宅臣も同じく添上郡大宅郷が根拠地であり、柿本臣もウジ名にちなむ柿本寺が存在し、壹比韋臣は樺本町を本拠とした。粟田臣・小野臣は、山背国愛宕郡・宇治郡に広く分布するが、葛城が大和盆地西南部に勢力をもつのと対称的に、和珥臣の同族集団は、大和盆地の東北部から山背地方にかけて大きな勢力をもっていた。和珥臣は、后妃を多く出した葛城氏と同様に、開化・応神・反正・雄略・仁賢・継体・欽明・敏達の後妃をだしたとの伝承があり、同様の性格をもっていた。

和珥臣について注目したいのは、例えば、春日和珥臣・春日小野臣・春日粟田臣のように、春日との複姓表現がみえるようになること、また、和珥臣出身の後妃の表現が、当初は、丸邇臣の祖某など

と表現されていたのが、『古事記』欽明段では「娶春日之日爪臣之女、糠子郎女」とあるように春日氏と表現されるようになることで、欽明以降には和珥臣の表現が見えなくなる。そして、天武十三年の朝臣賜姓に際しても和珥臣の同族と考えられる大春日臣・大宅臣・小野臣・粟田臣・櫛井君・柿本臣はみえるが、和珥臣はみえない。岸俊男が指摘するところによれば、和珥臣の呼称は継体・欽明朝頃に消え、和珥臣の本宗は春日臣を称するようになったとされる。このように、和珥臣の呼称が消滅し、それを構成していた同族諸氏が自立的に小地域名と臣の姓を冠するようになるのである。これは吉備臣の場合とまったく同様の「分氏」現象であろう。

和珥氏の場合もワニを冠する部である丸部（和尔部・鰐部）が認められるが、この点も吉備臣—吉備部の場合と同様である。さらに言えば、和珥・葛城はもとより、吉備もふくめて、后妃をだしたとの伝承をもつ。これらは、いずれも六世紀に氏族が明確になる以前からの古い集団なのであり、そうした段階にこうした枠組みが意味をもったのであろう。あえて曖昧なままとするのが、実態に即しているのかもしれない。

(3) 吉備臣・和珥臣と出雲

1 和珥臣と吉備

ところで、吉備臣と和珥臣には、「分氏」現象がみられるという類似性だけでなく、何らかの関係の存在を示す痕跡が存在し、和珥臣は吉備地域とも密接な関係を持っていた。最後に、この問題を考えてみたい。

まず『古事記』景行段には「大帯日子淤斯呂和気天皇、坐纏向之日代宮、治天下也。此天皇、娶吉備臣等之祖、若建吉備津日子之女、名針間之伊那毘能大郎女」とあり、吉備臣等之祖とされる若建吉備津日子の女、針間之伊那毘能大郎女を后妃としたことがみえるが、『播磨国風土記』賀古郡条では、印南別嬢は、丸部臣らの祖である比古汝茅と吉備比売の子とされており、和珥臣は吉備臣と婚姻関係をもっていたことになる。もとよりその真偽は確かめようもないのだが、有力首長間の遠距離婚の事例は散見するところであり、あり得ない話ではないだろう。

すでに述べたように、『古事記』孝昭段にみえる和珥臣の同族集団に阿那臣と大坂臣がみえたが、これらは吉備、なかでも備後を根拠とした氏族であった。『続日本紀』天応元年（七八一）三月庚申朔条には、安那公御室が采女としてみえ、『三代実録』貞観十四年（八七二）八月八日条には備後国安那郡人として安那豊吉売がみえる。そして、『先代旧事本紀』国造本紀には、吉備穴国造なるものがみえるが、これは「纏向日代朝御世。和邇臣同祖。彦訓服命孫八千足尼定賜国造」とされており、明確に和珥臣の同族とされている。残念ながら、臣姓をもつ阿那氏を『古事記』以外に確認することはできないが、安那公以外に阿那臣が存在した可能性は十分に考えうるだろう。ちなみに、大坂臣については、その本拠地を明らかにすることができないのだが、備後国安那郡には大坂郷がみえるので、ここが本拠地であったろう。このように、和珥臣の同族とされる集団は吉備にも分布したのであり、これは和珥臣と吉備臣との「交流」を反映するものと考えられる。

こうした明確な和珥臣の同族集団ではないが、和珥臣に関連する氏族が吉備にはさらに存在した。吉備品遅君である。吉備品遅君は、針間阿宗君とともに『古事記』開化段に息長日子王を祖とする氏族としてみえ、『書紀』仁徳四十年二月条には、吉備品遅部が播磨の佐伯直とともにみえる。『先代旧事本紀』国造本紀にも吉備品治国造として、「志賀高穴穗朝 多遅麻君同祖。岩角城命三世孫大船足尼定賜国造」があげられている。吉備の品治部（品遅部）を管掌した氏族であり、備前の西大寺観音院に伝わる備前国神名帳には邑久郡に品治神社がみえるので³⁹⁾、備前にも品治部は存在したと考えら

れるが、やはり本拠地は備後国品治郡が相当するだろう。『三代実録』貞観六年（八六四）十一月十日条には、備後国品治郡人として従八位上品治公宮雄がみえる。品治郡は備後国東部に位置し、現在の福山市などが含まれる。

『古事記』開化段には、日子坐王と沙本之大閨見戸売・袁祁都比売・息長水依比売・山代之菫名津比売の間の子により構成される一大系譜群である日子坐王系譜が残されており⁴⁰、この日子坐王の母が「丸迹臣之祖、日子国意祁都命之妹、意祁都比売命」であった。『書紀』開化六年正月甲寅条にも「妃和珥臣遠祖、姥津命之妹、姥津媛生彦坐王」とあり、開化と和珥臣出身の妃姥津媛の子が彦坐王であることは、帝紀において早い段階から固定して動かない。

そして、日子坐王と山代之菫名津比売との間に生まれた大俣王の子である曙立王は、「伊勢之品遅部君・伊勢之佐那造之祖」としてみえ、彼は『古事記』垂仁段のホムチワケの物語にも登場し、そこでは出雲大神を奉斎することで、物言わぬ皇子ホムチワケは言語を獲得するのだが、その中で品治部を設置したとみえる。また日子坐王と袁祁都比売に系譜する息長宿禰王の子である息長日子王は、息長帯比売・虚空津比売の同母弟にあたり、「吉備品遅君・針間阿宗君之祖」とみえる。国造本紀では、吉備品治国造は多遅麻君（但馬君）と同祖にあるとされるが、同じく国造本紀では、但遅麻国造について「志賀高穴穂朝御世。竹野君同祖。彦坐王五世孫船穂足尼定賜国造」とあり、彦坐王に系譜するとされている。『古事記』開化段では、息長宿禰王が河俣稻依毘売との間になした大多牟坂王が「多遅摩国造之祖也」とされている。このように但馬国造・吉備品遅部君はいずれも日子坐王に系譜しており、和珥臣に関連する氏族であった。

和珥臣に関連する部である和尔部は、備前国上道郡と備中国都宇郡・賀夜郡といった吉備中枢部にも確認できるところで、和珥臣が吉備と密接な関係を有していたことはもはや疑いないのだが、こうした部ではなく、和珥臣に連なる氏族である阿那臣・大坂臣・品治部君が存在し、しかもそれが吉備西部の備後に集中することには何らかの意味があったのではないかと思う。この点は節を改めて検討してみたい。

2 出雲と吉備

阿那臣・大坂臣に関する史料は乏しく、その痕跡は見いだせないのだが、品治部君が支配したと考えられる品治部は考える鍵になりそうである。

『古事記』垂仁段によると、燃え盛る稲城のなかで生まれたホムチワケは、長じても言葉を発することがなかったが、ある日、高く飛び行く鶴の音を聞いて初めて言葉を発したので、ヤマベノオオタカを派遣して鳥を追わせたと、紀国・針間・稲羽・旦波・多遅麻・近淡海・三野・尾張・科野・高志へと越え、ついに和那美水門で捕えることができた。しかし、なお物言わぬ皇子に対して、曙立王らを遣わして、出雲大神を奉ったところ、ようやく言語を獲得した。その行く先々に鳥取部・鳥甘部・品遅部・大湯坐・若湯坐を設置した、とあり、品治部は垂仁の皇子ホムチワケの名代とされるが、その詳細は不明である。

表2にまとめたように、品治部の分布は各地に認められるが、東は越中、西は周防までであり、おおそヤマベノオオタカの廻った範囲と重なっている。今のところ、東国と西海道には存在が確認できない⁴¹。そして、品治部が濃厚に分布するのが出雲であった。天平十一年の出雲国大税賑給歴名帳には、出雲郡出雲郷・杵築郷、神門郡朝山郷・日置郷・滑狭郷・多伎駅に品治部（凡治部）がみえ⁴²、『日本後紀』逸文延暦二十年（八〇一）六月丁巳条にも楯縫郡人として品治部首真金を拾うことができる。出雲国大税賑給歴名帳は、出雲国西部に位置する出雲郡と神門郡の分しか残存しておらず、出

表2 品治部の分布

大和	葛下郡	品治郷	品遅部君	和名抄
山背	愛宕郡	出雲郷	品遅部君	『大日古』1/372
伊勢			品治部君広耳	開化段
越前	坂井郡		品治部	『大日古』4/257
	江沼郡		品治部	『大日古』2/276
加賀	加賀郡		品治部	『木簡研究』28-161
越中	砺波郡		品治部	『平安遺文』204
但馬			品治部君	『大日古』2/61
因幡	邑美郡	品治郷	和名抄	
出雲	楯縫郡		品治部首	『後紀』延暦20年6月丁巳条
	仁多郡		品治部	『出雲国風土記』
	出雲郡		品治部	『大日古』2/218ほか
	神門郡		品治部	『大日古』2/225ほか
播磨	賀茂郡	上鴨里	品遅部村	『播磨国風土記』
備前	邑久郡		品治神社	備前国神名帳
備後	品治郡	品治郷	和名抄ほか	
	鞆田郡		品治牧人	靈異記下27
安芸	山縣郡	品治郷	和名抄	
周防	玖珂郡		品治	『平安遺文』199

雲一国の分布状況をここから推し量るのは危険だが、一国全体の状況がうかがえる『出雲国風土記』では、仁多郡条の末尾に主帳として「品治部」がみえるのみであるので、出雲東部には、ほとんど分布していなかったのであろう。

ちなみに、『出雲国風土記』には、物言わぬ皇子として有名な阿遅須積高日子の物語が、仁多郡三沢郷条、神門郡高岸郷条にみえ、神門郡塩冶郷条では阿遅須積高日子の子が、楯縫郡神名樋山条には妃がみえる⁴³⁾。物言わぬ皇子の

モチーフはホムチワケと共通であり、これらの舞台となったのが、仁多郡から神門郡にかけての斐伊川流域であり、出雲における品治部の分布と重なっており、何らかの関連が想定できる。ただし、それが如何なるものであるのか、残念ながら、明確な答えを見いだすことができない。今後の課題とする。

もう一つ、この点を考える上で見逃せないのが、出雲における吉備部の存在である。吉備部は、『出雲国風土記』神門郡条の末尾に、神門郡の「主政外従八位下勲十二等吉備部臣」がみえる。また、天平十一年の出雲国大税賑給歴名帳では、神門郡日置郷と多伎郷に吉備部臣が、同じく神門郡古志郷に吉備部君が、そして神門郡朝山郷・日置郷・古志郷に吉備部がみえる。さらに、近年発掘された島根県出雲市東林木町の青木遺跡からは、それぞれ「吉備部細女」⁴⁴⁾・「吉備部忍手」⁴⁵⁾の名を記した二点の木簡が出土している。このほかに大宝二年の筑前国嶋郡川辺里戸籍に吉備部がみえるのと⁴⁶⁾、正倉院の丹裏文書として利用された年月日不詳「知識等銭収納注文」断簡に吉備部兄万呂なるものを確認できるが⁴⁷⁾、吉備部の分布が出雲なかでもその西部に集中していることは疑いないだろう。関和彦の調査によると斐伊川流域の『出雲国風土記』に由来する神社には、吉備津彦をまつものが今でも多く存在し⁴⁸⁾、出雲郷には笠朝臣吉備麻呂なるものまでがみられる⁴⁹⁾。

このように出雲西部に品治部と吉備部が集中的に分布することの意味をどのように理解すべきであろうか。出雲では、出雲臣が最大の勢力を誇ったと考えられるが、出雲臣の祖は「淤宇宿祢」(意宇宿祢)とされているように⁵⁰⁾、出雲臣の本来の根拠地は出雲東部の意宇地方にあった。そのため、出雲西部の斐伊川流域とその下流域にあたる出雲郡・神門郡に吉備の痕跡が濃厚であることはやはり一つの示唆を与えるであろう。『出雲国風土記』仁多郡条には、吉備から斐伊川上流に通じる阿志毘縁道がみえるが⁵¹⁾、斐伊川をそのまま下るとそこが出雲郡・神門郡の地である。また、弥生時代中期後葉に、備後北部の山間部で発生した四隅突出型弥生墳丘墓が、山陰から北陸へと広がることがよく知られているように、備後北部からは、江の川を通じて石見に容易にぬけることができるし、『出雲国風土記』飯石郡条には備後国恵蘇にぬける荒鹿坂、三次郡に通じる三坂がみえるが、備後から出雲西部へは神門川・飯石川を下るルートが開かれていた。おそらく吉備の勢力はこれらのルートを辿って、出雲西部と接触していたものと考えられる⁵²⁾。

『書紀』崇神六十年七月己酉条には、吉備津彦と武渟河別を派遣して、出雲振根を誅殺したことがみえる⁵³。吉備津彦と武渟川別は、『書紀』崇神十年九月甲午条に、大彦命・丹波道主命とともにみえる四道将軍とされるものである。『古事記』孝元段では、武渟川別は大彦の子とされ、阿倍臣の祖とされる。同じく開化段にあるように、丹波道主は日子坐王の子であり和珥臣に連なるものである。もとよりこうした伝承は、真偽を確かめようもないものなのだが、吉備というまとまりが意味を持った段階で、吉備の勢力が出雲西部と接触をもったことは事実であったろう。そして、そこには和珥臣も関与していたと考えられるのである。出雲国神門郡朝山郷には吉備部とならんで丸部も存在した⁵⁴。

そして、出雲の吉備部とは反対に、備中国賀夜郡・窪屋郡には出雲部を認めることができる⁵⁵。出雲部は、この他、山背国愛宕郡出雲郷に出雲臣とともに認められるが⁵⁶、山背国愛宕郡には、すでに述べたように、和珥氏の同族である粟田臣・小野臣の根拠地である粟田郷・小野郷が存在した。出雲からの移住した集団については、同じく山背国に集住させられた大隅の隼人の役割が想起されるが、そうした可能性も考えておく必要があるだろう⁵⁷。その関係を証明するのは困難であるが、これらが偶然であるとは考えがたいのである。

ともあれ、出雲における吉備部や品治部・和尔部の存在、吉備における出雲部や品治部・和尔部の存在は、少なくとも、そうしたまとまりが意味をもっていた段階に、地域間で「交流」があったことを示す痕跡であり、それがいつ、どのようなものであったかが問題であるが、今は答えを急がずにおこう。

おわりに

とりとめのない憶測を羅列したにすぎないが、ひとまず稿を閉じたい。最後に、その後の吉備と出雲の関係について補足しておく。

吉備の部の分布をみて気づくことなのだが、備中北部の英賀郡と哲多郡、備後北部の奴可郡・恵蘇郡・三谿郡に刑部・額田部・丹比部を確認できる。もとより、これらの部は吉備の中枢部にも認められるが、これらはいずれも中国山地の山間部に存在した。実は、こうした部がもっとも濃厚に分布するのが出雲であった⁵⁸。例えば刑部の場合、神門郡と秋鹿郡に刑部臣が存在し、額田部の場合、意宇郡と大原郡に額田部臣、秋鹿郡に額田部首を確認できる。同様に、丹比部については島根・秋鹿・意宇・出雲・仁多郡に丹比部（蝮部）臣を確認できる。このように、臣や首のカバネをもつものが存在するのだが、これは額田部臣－額田部首－額田部の関係にあり、臣－首－部の管掌関係が存在したと考えられている⁵⁹。出雲で最も有力な氏族は、出雲臣であるが、出雲臣を頂点として、擬制を含めた、同族関係にあるものが各種の部の管掌者に任ぜられた場合、額田部臣のように称したわけである。

備中や備後の中国山地側では、これらの部について、臣・首のカバネを帯びるものを確認できないので、このような臣－首－部の管掌関係の中心は出雲にあったと考えざるをえない。つまり、こうした集団の管掌関係は、後の出雲国内で完結するのではなく、その周辺に広がっていたと考えるべきであろう。備中や備後北部の集団は、出雲の勢力と何らかの交渉をもっていたのであり、そうした歴史的前提があって、これらの部に編成されたものと考えられる。その時期は、六世紀以降と思われるが、吉備の北部には、出雲周縁部に組み込まれるものもあったのであり、地域間の関係はダイナミックに変動していたのである。

- (1) 近藤義郎・春成秀爾「埴輪の起源」『考古学研究』十三－三、一九六七年。
- (2) 吉田 晶『日本古代国家成立史論』東京大学出版会、一九七三年。

- (3) 門脇禎二『吉備の古代史』山陽放送、一九八八年、同『邪馬台国と地域王国』吉川弘文館、二〇〇八年。
- (4) 柴田 一「古代・中世の地名」『岡山市の地名』(岡山市、一九八九年)。
- (5) 永山卯三郎『岡山県通史』上編、岡山県、一九三〇年(復刻、岡山県通史刊行会、一九七六年)。
- (6) 『大日本古文書』十六-四八二。
- (7) 『大日本古文書』十五-三一三。このほかに『本草和名』にこの表現がみえる。
- (8) 「・吉備道中国加夜評・葦守里俵六□」『飛鳥藤原京木簡』一一一〇七。「吉備道中国浅口評神部」『評制下荷札木簡集成』二二四。
- (9) 吉田 晶「吉備地方における国造制の成立」『吉備古代史の展開』塙書房、一九九五年。吉田は本書に収めるに際して、作り直した表を取っており、これが有益である。
- (10) 『大日古』二-二四七~二五二。
- (11) こうした記紀にみえる吉備臣関連氏族の他に、臣姓をもつ氏族には蝮王部臣・白猪臣・津臣・建部臣・白髮部臣を確認できるが、白猪臣は渡来系の白猪史に由来する可能性のあることから除外して考えると、いずれも津臣を除いて、蝮王部(丹比部)・建部・白髮部は名代に由来するものである。津臣は、後の備中国都宇郡にみられるように、津に由来するもので、おそらく吉備津に因んだ氏族であったろう。現地の地名に由来する臣姓氏族であり、三野臣・苑臣・香屋臣・窪屋臣など同様に、これは吉備臣を構成する氏族であった可能性がある。
- (12) この他にも『古事記』景行段には、景行(大帯日子淤斯呂和氣)が、「娶吉備臣等之祖、若建吉備津日子之女、名針間之伊那毘能大郎女」とあって、吉備臣なる表現がみえ、『日本書紀』神功撰政前紀三月朔条にも「吉備臣祖鴨別」がみえる。
- (13) 『書紀』応神二二年の吉備諸県(郡)の冊封記事の本旨は、兄媛の元を訪れた応神への御友別による饗応譚であるため、吉備臣関連氏族の関係について、御友別を中心として兄弟関係により表現したにすぎないのではないだろうか。この系譜の形式は、明らかに稲荷山古墳出土鉄剣銘にみえるオホヒコからヲワケ臣にいたる系譜と異なっており、これを吉備臣系譜の本来的なものと見なせるか慎重に検討したい。
- (14) 『書紀』雄略七年八月条。
- (15) 『書紀』雄略七年是歳条。
- (16) 『書紀』雄略八年二月条。
- (17) 『書紀』雄略廿三年八月条。
- (18) 『書紀』顕宗元年四月条。
- (19) 『書紀』欽明二年四月条。
- (20) 『書紀』欽明五年三月条。
- (21) 『書紀』欽明五年十一月条。
- (22) 門脇禎二『吉備の古代史』前掲。
- (23) 吉田 晶「吉備氏伝承に関する基礎的考察」『吉備古代史の展開』前掲。
- (24) 『書紀』欽明二年七月条。
- (25) 『書紀』欽明五年三月条。
- (26) なお山尾幸久『日本古代王権形成史論』(岩波書店、一九八三年 四一三頁)は、吉備臣は具体的に何氏かと問い、下道臣のこととする。山尾の説くように、吉備臣の実体が後の下道臣である場合もあったと考えられるが、固定されていたわけではないだろう。あくまでも中央側からの認識が吉備臣であったにすぎないのではないか。
- (27) 吉田 晶『日本古代国家成立史論』前掲。
- (28) 平野邦雄『大化前代社会組織の研究』吉川弘文館、一九六九年。
- (29) 直木孝次郎『日本古代の氏族と天皇』塙書房、一九六四年。
- (30) 今津勝紀「既多寺大智度論と針間国造」栄原永遠男・西山良平・吉川真司編『律令国家史論集』塙書房、二〇一〇年。
- (31) 新納 泉・今津勝紀「瀬戸内海地域」『列島の古代史1 古代史の舞台』岩波書店 二〇〇六年。
- (32) 平野邦雄『大化前代社会組織の研究』前掲。門脇禎二『葛城と古代国家』教育社、一九八四年。
- (33) 井上光貞「帝紀からみた葛城氏」『日本古代国家の研究』岩波書店、一九六五年。今津勝紀「葛城襲津彦

- 五世紀前半の北東アジア史断章 — 『古代の人物 — 日出づる国の誕生』 清文堂出版、二〇〇九年。
- (34) 後の賜姓もふくめて、例をあげると、葛木直（『三代実録』貞観五年九月十三日条）、葛木宿祢（『三代実録』元慶元年閏二月七日条）、葛木連（『続日本紀』天平十九年正月丙申条）、葛木毘登（『続日本紀』天平神護元年三月丁未条）、葛木忌寸（『平安遺文』八六）、などなどがある。
- (35) 『書紀』履中元年七月壬子条、『古事記』履中段。
- (36) 『書紀』允恭五年七月己丑条。なお、『書紀』雄略紀七年是歳条の分注では玉田宿禰は襲津彦の子とされる。
- (37) 『書紀』欽明五年三月条。
- (38) 岸 俊男「ワニ氏に関する基礎的考察」『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年。
- (39) 『国書総目録』によれば、備前国神名帳は、岡山池田家・西大寺観音院・岡山県立図書館・岡山市立図書館・國學院大学附属図書館・宮内庁書陵部・愛知県西尾市立図書館岩瀬文庫(39)・天理図書館・多和神社に伝わる。なお三橋 健『国内神名帳の研究』（資料編・論考編、おうふう、一九九九年）も参照のこと。
- (40) この点については、今津勝紀「古代播磨の『息長』伝承をめぐって」（『日本史研究』五〇〇、二〇〇四年）で検討したので参照されたい。
- (41) ちなみに、品治部の分布が大和を中心として、さほど広くない範囲であるという分布のあり方は、和尔部の分布のあり方と同じであり、岸 俊男が注意を喚起しているところである（岸 俊男「ワニ氏に関する基礎的考察」前掲）。和尔部もほぼ同様の範囲に分布しており、おそらくこの分布は重なるのではないだろうか。関連を示唆しているものと思われる。
- (42) 『大日古』二—二〇一—二四七。なお断簡配列は『正倉院文書目録』によった。
- (43) 意宇郡賀茂神戸条には大神命の御子、阿須須積高日子命としてあり、「坐葛城賀茂社」とある。葛城の賀茂社とは、『延喜式』神名帳にみえる高鴨阿治須岐託彦根命神社、高鴨神社のことである。
- (44) 『木簡研究』二六—一九七。
- (45) 『木簡研究』三〇—二一四。
- (46) 「吉備部岐多奈売」『大日古』一—一一四。
- (47) 『大日古』二五—九六。
- (48) 関 和彦『出雲国風土記註論』明石書房、二〇〇六年。斐伊川中流域に位置して、三刀屋に抜ける飯石川流域には吉備津彦を祀る神社があたかも道をなすように点在する。斐伊川から飯石川にかけての峠に位置する神代社をはじめ、飯石川を下って飯石神社・粟谷神社へとつながり、三刀屋に至る。斐伊川下流域の求院八幡宮・沖洲神社・若宮神社でも吉備津彦を祀る。
- (49) 『大日古』二—二二一。
- (50) 『書紀』応神四十年正月是月条
- (51) 今津勝紀『『出雲国風土記』にみえる阿志毘緑道をめぐって』（平成14年度～平成17年度科学研究費補助金(基盤研究(B))研究成果報告書『中山間地域における地域形成とその歴史的特性に関する総合研究 — 鳥根県石見地方の地域調査と鳥取県日野地方の被災史料救出保全活動の成果をもとに —』研究代表者 竹永三男) 二〇〇六年
- (52) 陰陽連絡路はいくつも考えられるのだが、このほかに、備中の大崎廃寺で最初に作られた水切り瓦の形式が三次の寺町廃寺に伝わるのはよく知られたことであるが、この後、水切り瓦は出雲西部へと伝播してゆく。さらに言えば、出雲市の西谷三号墳、四号墳は完成された巨大な四隅突出型の弥生墳丘墓だが、そこからは吉備で発生した特殊器台・特殊壺型土器が見つかっている。西谷三号墳は吉備で言えば楯築の墳丘墓とほぼ同時期であり、古墳時代に突入する直前の段階である。四隅突出型の墳丘墓自体が備後北部で弥生時代中期後葉に成立したもので、それが山陰から北陸へと広がっていったものであり、備後北部と出雲を結ぶルートは古くから開かれていた。
- (53) 出雲振根は出雲大神の神宝を献上した弟の飯入根を殺したことを咎められたのだが、この出雲大神は通説通り杵築大社とすべきであろう。
- (54) 戸主刑部川内の戸口として「丸部角売」がみえる（『大日古』二—二二五）。
- (55) なお備中国小田郡と後月郡の出部郷を出雲部と解する向きもあるが、この点は留保しておく。
- (56) 神龜三年山背国愛宕郡出雲郷雲上里計帳（『大日古』一—三三三～三五二）、同雲下里計帳（『大日古』一—三五三～三八〇）。この他に、大宝二年筑前国嶋郡川辺里戸籍に「出雲部止乃豆売」（『大日古』一—一一〇）、

天平神護二年九月十九日越前国足羽郡司解に「主政出雲部赤人」がみえる（『大日古』五―五四四）。

- (57) なお、門脇禎二『出雲の古代史』（日本放送出版協会、一九七六年）は、出雲臣の移住を六世紀末から七世紀初とする。
- (58) 今津勝紀「古代吉備地域の部の分布をめぐる若干の考察」（平成一七年～平成一九年度科学研究費補助金(基盤研究(B))研究成果報告書『岡山市造山古墳測量調査概報』研究代表者 岡山大学文学部教授・新納泉）二〇〇八年。
- (59) 岸 俊男『『額田部臣』と倭屯田』『日本古代文物の研究』塙書房、一九八八年。

本稿は、今津勝紀「吉備をめぐる予備的考察」（鈴木靖民編『日本古代の地域社会と周縁』吉川弘文館、2012年）を元に若干の補訂を加えた報告である。